



教えて！ 「子ども・子育て支援新制度」 よくある質問



Q：新制度では、幼稚園や保育所・認定こども園への入所（入園）手続きはどうなりますか。従来の申し込み方法から変更はありますか？

A：新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所（園）などを希望する場合に必要な応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。新制度での入所（入園）手続きについては、12月頃を予定しています。また、平成27年度は、支給認定申請も入所（入園）手続きと同時にさせていただくようになります。

Q：幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A：新制度の下では、幼稚園だけでなく保育所や認定こども園などを利用する保護者の方は、必ず3つの区分によるいずれかの認定を受けていただく必要があります。幼稚園を利用する場合は、「1号認定（教育標準時間認定）」を受けていただく必要があります。

- ・妊娠、出産
 - ・保護者の疾病、障害
 - ・同居または長期入院している親族などの介護・看護
 - ・災害復旧
 - ・求職活動（起業準備を含む）
 - ・就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
 - ・虐待やDVの恐れがある場合
 - ・育児休業取得中に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
 - ・その他市が認める場合
- ② 保育の必要性に応じた区分**
- 2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要性によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。
 - 「保育標準時間」利用
フルタイム就労を想定した利用時間で、一日あたり最長11時間の保育を利用できます。保護者の就労時間は週30時間以上です。
 - 「保育短時間」利用
パートタイム就労を想定した利用時間で、一日あたり最長8時間の保育を利用できます。保護者の就労時間は週12時間（予定）以上です。

【お問い合わせ先】

・保育所・認定こども園入園については…

三好市役所子育て支援課
電話 72・7648

FAX 72・7677

・幼稚園入園については…

三好市役所教育委員会
電話 72・3555
FAX 72・7430



保育料の算定方法が変わります

これまでの保育料は保育所などでは保護者の所得税を基に算定、幼稚園などでは各園で決定していました。新制度の保育料は保護者の市民税を基に算定します。保育料は国が定める基準を踏まえ市が決定します。詳細が決まり次第、市報みよしや市ホームページでお知らせします。

平成27年4月から 子ども・子育て支援新制度が スタートします

スタートします

急速な少子化の進行や待機児童の多い都市部、子どもが減っている地域の双方での、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題の解決を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この法律に基づき、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。新制度の取

り組みは、子育て家庭にもっとも身近な市町村が中心となって進めていきます。

■新制度で変わる点

新制度のスタートに伴い、来年4月から次の2点が変わります。1つ目は幼稚園や保育所・認定こども園の手続きの流れです。2つ目は、保育料の算定方法です。

利用手続きが変わります

保育所や幼稚園などを利用する場合は、従来の手続きに加え、お子さんの保育の必要性を認定する「支給認定」の申請が

必要です。

お子さんの年齢と保育の必要性の有無によって、3つの区分で認定され、区分によって利用できる施設が変わります。また、認定される認定内容が記載された「支給認定証」が交付されます。

① 3つの認定区分

- 1号認定
（教育標準時間認定・満3歳以上）
お子さんが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園などで教育を希望される場合
- 2号認定
（保育認定・満3歳以上）
お子さんが満3歳以上で、「保

育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望する場合

□ 3号認定

（保育認定・3歳未満）
お子さんが3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで、保育を希望する場合

保育所などでの保育を希望する場合、保育の必要な事由に該当することが必要です。

【保育を必要とする事由とは】
・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業などの居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）

